

# 加賀市住宅リフォーム補助利用のてびき

令和3年4月1日現在

住宅リフォーム補助事業を受ける前に「住宅改修・福祉用具相談事業」をご利用ください！

住宅改修・福祉用具相談事業とは・・・

市では住宅改修や福祉用具の効果的な利用について利用者およびケアマネジャーを支援することを目的とし、市から委託を受けた作業療法士と建築士が利用者宅を訪問し、住宅改修および福祉用具の適切な導入について指導・助言を行っています。

## 1. 住宅リフォーム補助事業の概要

在宅で生活する高齢者などが、自立して居宅内での日常動作を行うことを目的として一定の改修（新築や増築、老朽化などともなう補修は除きます。）を行った場合に、改修にかかる費用の一部を補助します。

## 2. 補助の対象となる世帯

- 要介護または要支援の認定を受けている方がいる世帯
  - 運動機能障害を有する身体障害者（1～3級）がいる世帯
  - 生活保護法における介護扶助の対象者がいる世帯
  - 視覚に障害のある障害程度等級2級以上の方がいる世帯
- ※助成は原則として1世帯につき1回のみとします。

## 3. 補助の対象となる改修の種類

- 手すりの取付け
- 段差や傾斜の解消  
(付帯する工事として転落柵の設置)
- 床または通路面の材料の変更
- 開き戸から引き戸などへの扉の取替え、扉の撤去
- 洋式便器などへの便器の取替え  
(原則として介護保険など他制度からの給付が優先されます)



など

## 4. 補助額

世帯の所得税課税状況により、助成率や助成額が異なります。

世帯区分	対象となる改修に対する助成率	助成限度額
介護扶助の対象者がいる世帯	100%	100万円
全ての世帯員の市民税が非課税である世帯	90%	100万円

※補助限度額の中には、介護保険など他制度の給付額が含まれます。

※この事業の目的は、現在使用している住宅箇所を使いやすいするためのものであり、ケアマネジャー等によって必要性が示された種類のみが対象となります。基本的には新築、増築は対象となりません。

## 5. 申請書類等

### 申請時に必要となる書類

申請者・ケアマネジャーが用意する書類

- 1) 補助金申請書・リフォーム内容票〔市様式〕
- 2) 介護保険被保険者証または身体障害者手帳の写し
- 3) ケアマネジャー等が作成した住宅改修が必要な理由書〔市様式〕
- 4) 理学・作業療法士が作成した意見書
- 5) 所有者の承諾書（借家やアパートの場合のみ）

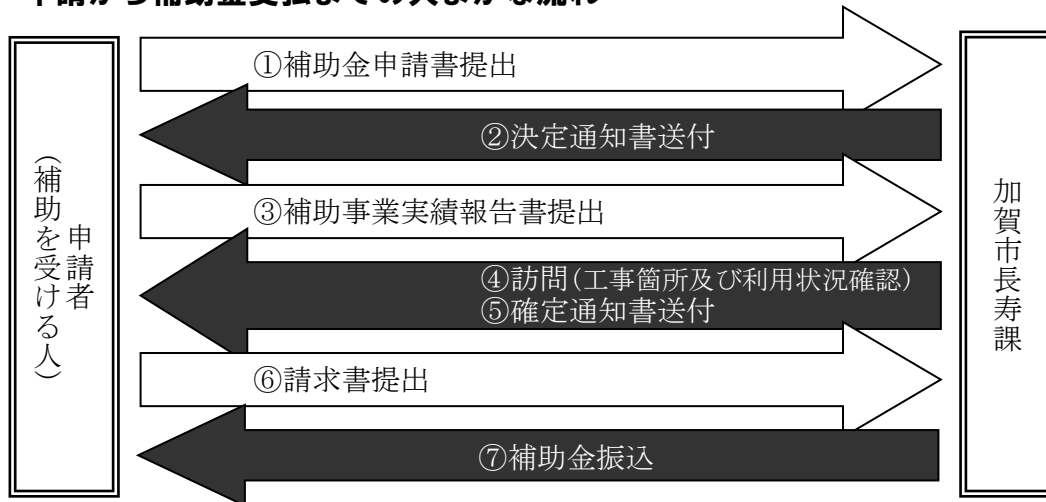
施工業者が用意する書類

- 6) 工事経費内訳書（住宅リフォーム用、住宅改修用）〔市様式〕
- 7) 工事の見積書（便所、浴室など工事箇所別に記載してください）
- 8) 工事前と工事予定の平面図（段差高、有効幅、手すりの高さ・長さなど生活に支障がある状況を改善する内容がわかるように記載してください）
- 9) 改修箇所の工事前の写真 2部（日付が分かるもの）

### 工事完了時に必要となる書類

- 1) 補助事業実績報告書〔市様式〕
- 2) 工事前と工事後の平面図（段差高、有効幅、手すりの高さ・長さなど生活に支障がある状況を改善する内容がわかるように記載してください）
- 3) 工事費請求書の写し（便所、浴室など工事箇所別に記載してください）
- 4) 改修箇所の工事後の写真 2部（日付が分かるもの）

## 6. 申請から補助金支払までの大まかな流れ



以下の場合には速やかに市役所に申し出てください。

- 申請後に工事内容の変更や中止が生じた場合
- 申請者の状態が悪化した場合
- 申請者が入院中であり状態の悪化や退院が延期する場合

#### ※注意事項：入院（入所）中の方へ

○この事業は、在宅での工事箇所の利用状況を確認することで、補助を受けることができます。  
退院（退所）しないこととなった場合には、補助金の支払を受けることが出来ません。

お問合せ

加賀市役所介護福祉課  
TEL 72-7853（直通）